

Fight for water and Yatori Jizo

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/30398

水争いと矢取地藏

黒田 智・高橋 傑

Fight for water and Yatōri Jizo

Satoshi KURODA and Suguru TAKAHASHI

1、『矢取地藏縁起絵巻』と戦う神仏

滋賀県愛荘町岩倉の仏心寺(旧金臺寺)地藏堂に『矢取地藏縁起絵巻』とよばれる絵巻物が伝えられた。この絵巻物は、享徳二年(一四五三)一月二四日に、安孫子荘地頭であつた室町幕府直臣鞍智高春によつて発注されたものである*1。最初に、あらすじを紹介しよう。

近江国安孫子荘の檢非違使平諸道の父のもとに、隣接する押立保から数百人の軍勢が押し寄せた。諸道の父はわずか六人の手勢をひきいて、川をはさんで迎え撃ち、矢戦となつた。諸道の父たちの矢が尽きかけたとき、氏寺の地藏菩薩に祈念すると、一人の小法師があらわれて、落ちていた矢を拾つて諸道の父に与えた。これを敵に射かけると、矢は思いのままに敵をたおし、諸道の父は勝利をえた。合戦がおわつて氏寺に参詣してみると、上蓮という預かりの僧が以下のように語つた。「昨日の合戦の折り、この地藏菩薩がいなくなつたので、盗人のしわざかと近辺をさがしたところ、夕方になって元の場所に戻つていた。不思議なことに、地藏のお顔には黒羽の矢がつきささつていた。これを聞いた諸道の父は、戦場の小法師が地藏菩薩の化身であつたことを知り、随喜

の涙をながした。そののち、岩倉山にこの地藏を安置した。現在の金臺寺がこれである。押立保との合戦にうち勝つことができたのは、まぎれもなくこの地藏菩薩のおかげである。矢を拾つて味方にくばつてくれたので矢取地藏ともいう。

この地を舞台とする矢取地藏説話は、一二世紀の①『今昔物語集』巻一七―三「地藏菩薩変小僧形受箭語」までさかのぼる。また②『矢取地藏縁起絵巻』のほか、③『地藏菩薩三國靈験記』、④『淡海温故録』、⑤『淡海木間撰』、⑥『江左三郡録』にとり上げられている。さらに、こうした矢負い・矢取りの地藏伝承をみわたせば、⑦『源平盛衰記』、⑧『清水寺縁起』(『元亨釈書』)、⑨『太平記』巻一二「神泉苑の事」、⑩『延命地藏菩薩直談抄』にまで展開してゆく。

しかも、こうしたたかう神仏の系譜は、八幡神、毘沙門天、勝軍地藏、摩利支天、妙見菩薩など、多様なかたちをとりながら、全国各地に展開していったと考えられる。

なかでも勝軍地藏は、一三世紀日本に登場した和製の地藏菩薩である。その後も、室町・戦国期に武士層を中心に広く信仰を求め、近代戦争においてふたたび戦勝の神として崇拜されるまで、長い歴史をもつ。これらの矢負い・矢取りの地藏譚は、たかかう

地蔵菩薩たる勝軍地蔵の直接の原像をしめすものとして重要である。

実は、これらの矢負い・矢取りの地蔵譚には、水という共通する特徴がある。⑦は小貝川の合戦で矢が尽きた平将門を助ける妙見菩薩、⑧は蝦夷のアテルイとの合戦で水田に落ちた矢を拾って坂上田村麿を救う同工異曲の縁起譚、⑨は西寺守敏が折雨合戦に勝利した東寺空海を妬んで射かけた矢を身代わりとなって受ける地蔵の説話である。これらの多くが、川や水田を戦場とする合戦、あるいは折雨合戦といった水にまつわる物語なのである。

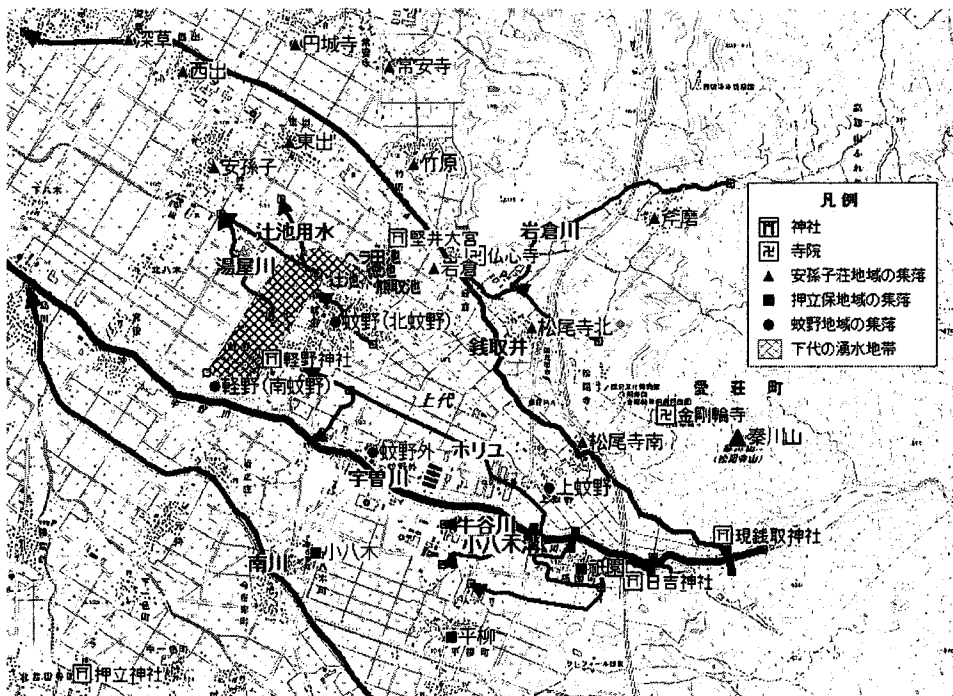
湖東で物語られてきた『矢取地蔵縁起絵巻』もその例外ではない。この絵巻の奥書には、安孫子荘と押立保の合戦が用水をめぐる争いに端を発していたことが明記されているからである。『矢取地蔵縁起絵巻』は、なぜつくられたのだろうか。矢取地蔵とは、いかなる性格の神仏なのだろうか。この地域の歴史をひもとくときながら、あらためてその特質にせまってみることにしよう。

2、宇曾川水系の灌漑と水利秩序

『矢取地蔵縁起絵巻』の舞台となった安孫子荘と押立保。この地域は、伊吹山系から琵琶湖へと西下する宇曾川をはじめ、大小の河川によって形成された扇状地に展開している。ここは、どのような地域なのだろうか。最初に、現地聞き取り調査をもとにして、現状の水田灌漑・水利慣行と地域秩序についてまとめておくことにしよう*2。

(1) 銭取井

扇状地の中央を西下する宇曾川。現在は上流にダムができたためさほどの水量はないが、かつては今少し水量があったようである。この宇曾川から取水している最大の用水路が、銭取井である



地図 宇曾川水系の用水と灌漑体系

(地図参照)。この用水は、宇曾川が形成した扇状地の北端を流れる全長約八キロメートルにもおよぶ基幹水路である。宇曾川右岸の松尾寺・岩倉・竹原・東出・西出・常安寺・円城寺・深草の八つの地区を灌漑する。土地の高低差から、宇曾川右岸南辺の上蚊野や蚊野の扇状地面は灌漑できない。

この銭取井は、宇曾川に対しても強い水利権をもち、ほかの水路は銭取井の余水をもらいうけていた^{*)}。しかし、銭取井の井堰は石を並べただけのものであり、下流に井堰をもつ蚊野のとり破りが認められていた^{*)}。このように銭取井では、宇曾川における非常に強い水利権をもちながらも、下流域への一定の配慮をもつた水利慣行が維持されていた。

銭取井の取水口は、かつては宇曾川ダムの堰堤付近にあり、取水している集落から輪番で水番が出されていた。また、ここには銭取宮とよばれる神社があつて、井口の守り神として祀られていた^{*)}。銭取宮の祭祀は、松尾寺集落の区長が中心となつて、前述の八集落に斧磨を加えた九集落で行なわれていた。

この九つの集落が共同で祀る神社が、仏心寺にほど近い岩倉の堅井大宮(軽野神社)である。九つの集落は、毎年春秋の大祭を共同でとり行なっている。祭神は、「堅井」の名称からも井(水路)の守り神であつたと推測される。また、矢取地蔵を祀っていた岩倉仏心寺の檀家圏もこの九集落に合致し、後述する秦川山も九集落に安孫子・目加田を加えた一一の集落の入会山であつた。

このように、銭取井は宇曾川右岸の基幹水路であり、灌漑域はさまざまなかたちで地域的なまとまりをもっていたことがわかる。

(2) 上代のホリユ

銭取井の井堰の少し下流で、祇園集落あたりから右岸に取水する水路がホリユである。この水路は、銭取井が灌漑できない扇状

地面に蚊野の上代を灌漑し、下代の湧水群へと合流する。この湧水による灌漑域をあわせると、上蚊野・蚊野・軽野・安孫子が水掛かりの範囲となる。

蚊野と軽野は共同で軽野神社を祀っており、上蚊野や蚊野外は蚊野の分村ともいわれている。ホリユの灌漑範囲は、軽野神社の信仰圏と重なっているともいえるだろう。

(3) 下代の湧水

宇曾川扇状地の扇端に位置する蚊野の西側下代には湧水群がある。下代は、これらの湧水によって灌漑されていた。右岸の扇状地面のなかにあつて軽野神社の付近は低湿田で、宇曾川の洪水の際にはこの辺り一帯が冠水したといわれている。この湧水は、安孫子方面に流れ下る。

(4) 宇曾川左岸

宇曾川左岸の最上流部にある祇園は、宇曾川から取水した水路によって灌漑されている。しばしば銭取井の灌漑域にある九集落や蚊野といった右岸の集落との間で水争いがあつたと伝えられている。ただし、祇園は平柳から三〇〇年ほど前に分村して成立したといわれており、水争いも中世にさかのぼるものではない。

そのほかの宇曾川の左岸の大半の地域は、山麓につくられた溜池や、北川・南川といったまとまった谷水に依存している。例外的に、小八木において祇園から流れ下る用水が補助的に利用されているにすぎない。どうやら、宇曾川左岸において、中世にさかのぼる用水路は現存しないようである。

以上により、宇曾川流域における水利慣行は、以下のようにまとめることができるだろう。宇曾川水系においてもっとも強い水

年表 安孫子荘地域における水論と山論

和暦	西暦	月	出来事
貞応3年	1224		金臺寺地蔵像が造立される。
享徳2年	1453	11	矢取地蔵縁起絵巻が発注される。
寛正5年	1464	3	安孫子郷と押立保との間で、用水をめぐる合戦となる。
長享2年	1488	5	押立保が安孫子郷の用水を取る。
天文5年ころ	1536		押立保の軍勢が安孫子荘・金剛輪寺に押しよせる。
寛永年間	1624～44		安孫子7か村と蚊野との間で争いがおこる。
寛保3年	1743	3	北蚊野村が銭取井の井堰を切り開け、安孫子荘との水論がおこる。
宝暦3年	1755	7	北蚊野村・安孫子荘との水論がおこる。
寛政5年	1793	6	北蚊野村・安孫子荘との水論がおこり、けが人が出る。北蚊野村役人が入牢・手鎖を申しつけられる。
文化9年	1812	9	秦川村と押立村との間で山論がおこる。
天保7年	1836	4	秦川村と押立村との間の山論に裁許がおりる。
安政4年	1857	8	北蚊野村・安孫子荘との水論がおこる。

利権を保持しているのは銭取井であり、右岸の山裾にそって八つの地区がその利益権を分掌していた。その余水をとることを認められているのが、右岸の蚊野・上蚊野といった地域であった。残る右岸の蚊野下代と軽野は、宇曾川とは関係なく、湧水によって灌漑されていた。また、宇曾川左岸には、中世にさかのぼりうる宇曾川から取水する用水路は存在せず、近世以降に成立したと考えられる用水によって、わずかに祇園と小八木の一部が灌漑されているにすぎない。

3、中近世安孫子荘地域の水論

銭取井のきわだって優位な水利権、宇曾川からの一定の取水を認められた蚊野地域と祇園、宇曾川水系に利益をもたない左岸地域。こうした宇曾川水系の独特の水利秩序は、どのようにして形成されたのだろうか。『秦荘の歴史』などを参考にしながら、中近世宇曾川流域における水論や山論について概観してみることしよう（年表参照）*。

この地域における水論について記したもつとも早い史料は、相国寺鹿苑院蔭涼軒主の季瓊真藁が記した『蔭涼軒日録』寛正五年（一四六四）三月一七日条である。同年三月、相国寺鹿苑院領の近江国安孫子郷と二階堂政行が知行している押立郷の郷民との間で、「用水の事について、弓矢の合戦におよぶんでいた。これは、『矢取地蔵縁起絵巻』が制作されてからわずか一年後のことであり、絵巻の世界が現実のものとなっていたわけである。

ここに登場する安孫子郷（荘）は、宇曾川の右岸にあって、現在の滋賀県愛荘町安孫子を中心とする撰関家領荘園である。本家は京都宇治平等院、領家は藤原撰関家の氏長者で、のちに京都鹿苑院、地頭は京極鞍智氏であった。『矢取地蔵縁起絵巻』の奥書を

記した鞍智高夏は、父高春とともに二代にわたって安孫子荘を知行し、押立保との用水相論に対応していた*7。

これに対して、押立保は、宇曾川左岸にあり、現在の東近江市横溝や押立神社のある菩提寺地区付近に比定される主殿寮領の保である。鎌倉前期ころから主殿頭を世襲した小槻(壬生)氏が相伝・知行していたが、室町期に入ると、京都臨川寺領も混在し、二階堂政行の知行地とされていた。

争いはその後もあとをたたない。宇曾川右岸の安孫子荘と左岸の押立保とが、用水をめぐる争いが再燃していった。また、金剛輪寺「下倉米錢下用帳」天文五年(一五三六)ころの記事によれば、このころ安孫子荘の使者が金剛輪寺を訪れ、押立保から軍勢が押しよせるとの情報を伝えている。ほどなくして押立保との間で合戦が勃発し、けが人が出たとも記されている。事件の詳細は不明ながら、一五世紀半ば以降、七〇年あまりにわたって激しい用水相論がくり広げられていたことがうかがえる。

『蔭涼軒日録』長享二年(一四八八)五月三日条によれば、「江州安孫子の用水、二階堂山城守知行の押立保、この用水を取る」と記され、用水をめぐる争いが再燃していった。また、金剛輪寺「下倉米錢下用帳」天文五年(一五三六)ころの記事によれば、このころ安孫子荘の使者が金剛輪寺を訪れ、押立保から軍勢が押しよせるとの情報を伝えている。ほどなくして押立保との間で合戦が勃発し、けが人が出たとも記されている。事件の詳細は不明ながら、一五世紀半ば以降、七〇年あまりにわたって激しい用水相論がくり広げられていたことがうかがえる。

この水論は、何によって引き起こされたのであろうか。

第一に、安孫子荘と押立保は、宇曾川の右岸と左岸にあり、この両者の水論となれば、両地域の間を流れる宇曾川から引水する用水をめぐるものと考えざるをえない。第二に、寛正五年(一四六四)の「用水の事」という簡略な表現が、長享二年(一四八八)では「江州安孫子の用水」と記載されていて、用水が安孫子郷のものであるという認識が明示されている。第三に、前節で述べたように、現在の宇曾川水系の水利権は、安孫子荘故地を灌漑する右岸の銭取井が左岸にくらべて圧倒的優位性をもっている。

これらの点をふまえれば、中世の安孫子荘・押立保の対立が銭取井をめぐる水論であったことはまちがいないであろう。

このうち、近世に入って頻発する水論では、押立保をふくむ左岸の地域はばたりと史料上から消えてしまう。このことと聞き取りによって判明した水利慣行とを照らし合わせれば、おそらく安孫子郷と押立保との水論は、一六世紀後半までには安孫子荘のある右岸側に有利な方たちで決着したのであろう。一五世紀半ばにはじまる七〇年あまりの水論の結果、右岸地域を潤す銭取井の強い水利権と、宇曾川に依存しない左岸地域という構図が確立したのである。

かわって、近世になってあらわれてくるのは、同じ宇曾川右岸の蚊野地域(上蚊野・北蚊野・蚊野外)と、銭取井で灌漑されている安孫子荘地域(松尾寺村、岩倉村、東出村、西出村、円城寺村、常安寺村、竹原谷村)との対立である*8。

中世において、宇曾川右岸にあった安孫子荘地域と蚊野地域は、いまだ利害を同じくする運命共同体であった。おそらく蚊野地域では、扇状地上の開発が十分に進んでおらず、また湧水も豊富なため、宇曾川からの取水は限定的であったと考えられる。ところが、一七世紀に入って、中世段階では技術的に難しかった扇状地上の開発が可能になると、*9北蚊野村(現蚊野)は宇曾川からの取水を行なわざるをえなくなった。なぜなら、北蚊野東側の扇状地面は、銭取井よりも、湧水点よりも高いところにあるからである。あらたな水の需要は、当然のように摩擦を引き起こした。こうして安孫子荘地域と蚊野地域という宇曾川右岸の村同士で、水利権をめぐる争いがくり広げられることになる。

延宝七年(一六七九)一月「年貢取立帳之写」によれば、はやく寛永年中(一六二四〜四四)には、蚊野と安孫子の間で出入りがあったと伝えられている。一八世紀に入ると、宝暦九年(一

七五九)、寛政五年(一七九三)、安政四年(一八五七)と大きく四回にわたって銭取井の分水をめぐる相論がくり返された。ここでは寛保年間の安孫子荘地域と蚊野地域との水論にかぎって確認しておくことにしよう。

寛保三年(一七四三)七月二日、銭取井(秦川井)の堰を北蚊野村(現蚊野)が切り開け、用水を引き込んだことから相論がはじまった*10。安孫子側は、秦川井(銭取井)は、安孫子荘七か村の用水で、番水にして利用してきたものの、北蚊野村から頼みがあれば、これまでもしばしば水を下流に流すようにしてきたと主張している。これに対して彦根藩の裁定は、①銭取井の井口には、今後村人だけでなく、村役人を配置して監視すること、②北蚊野村が水を欲する時は、安孫子荘七か村の村役人に向いて相談すること、③よくよく話し合い、すべての田地を維持できるようにしなさい、という内容であった。安孫子荘七か村と北蚊野村・上蚊野村は、この裁定を受け入れ、これ以降に頻発する水論の先例となつてゆく。

すなわち、水が必要なときには蚊野地域の方から安孫子荘地域側へ申し入れをし、井堰をとり破つて水をもらうという慣行ができた*11。中世以来、安孫子荘地域側が強い水利権をもっていたとはいえ、同じ右岸である蚊野地域に対しては絶対的なものではなく、一定の権利を認める関係にあったのである。この寛保の水利慣行の遵守は、このち近世を通じて頻発した水論においても原則とされ、話し合いによる水の融通が命じられている。その原則は、現地聞き取り調査による水利慣行とも合致し、現代にいたるまで生きつづけているのである。

こうして宇曾川流域における水論の歴史をみてみると、現状の水利慣行や地域秩序が、中世以来の水論の経過によつてしだいに確立していったものであることがわかる。

4、水神としての矢取地藏

安孫子荘地域に伝えられた矢取地藏の歴史を、もう一度ふりかえてみることにしよう。

この地に伝えられた矢取地藏譚が一二世紀の『今昔物語集』巻一七―三「地藏菩薩愛小僧形受箭語」までさかのぼることは、先にみたとおりである。いち早く一二世紀までには、この地域に同種の物語が生成していたのである。ただし、主人公である平諸道は蚊野の検非違使とされて、①安孫子の地名も、②宇曾川も登場せず、合戦の舞台や係争の理由は明記されず、③矢拾いではなく、矢負いである点において一五世紀の『矢取地藏縁起絵巻』とは異なっていた。

鎌倉期に入つて、この地域で一体の地藏菩薩像が造立された。現在も愛荘町岩倉仏心寺(金臺寺)に残るこの地藏菩薩立像は、右手に錫杖のかわりに矢をもつ矢取りの地藏である*12。裾裏の墨書銘より、貞応三年(一二二四)の造立であることがわかつている。勝軍地藏は、『承久三年四年日次記』承久三年(一二二一)六月条に、東大寺聖覚が後鳥羽院の命で勝敵毘沙門・勝軍地藏を前に幕府調伏祈禱を行なつたとされるのが初見である。仏心寺矢取地藏の造立は、勝軍地藏の登場と時期を同じくしているのである。それから約二〇〇年ほどをへた享徳二年(一四五三)に『矢取地藏縁起絵巻』が制作された。この一五世紀の絵巻の成立によつて、説話譚の背景にはじめて安孫子荘と押立保との用水相論が措定されることになる。

実は、両地域の相論は、平安時代以来、いくどとなくくり返されてきた南都北嶺の対立を背景としている。押立神社は、比叡山延暦寺の鎮守日吉山王社のうち客人大明神を祭神とし、安孫子荘

にあった堅井大宮（軽野神社）には、興福寺の膝下にあった春日神がまつられている。安孫子荘と押立保の相論は、南都北嶺の対立の縮図であった。

加えて、室町後期になると北近江の京極と南近江の六角氏との対立・抗争の場ともなった。文明元年（一四六九）七月には、六角方の目賀田藤左衛門らのたてこもる押立城を京極方の多賀高忠らが攻撃、目賀田氏らは敗れている^{*13}。安孫子荘と押立保は、京極・六角氏という近江の二大勢力の狭間にあつて、紛争の最前線でもあつた。

古くから紛争の根をもつ安孫子荘と押立保との対立の構図が、用水をめぐる合戦として表面化したのが、『矢取地蔵縁起絵巻』の制作された一五世紀の特質である。一五世紀は、この地で銭取井という用水が開削された時代であつた。絵巻では、蚊野にかわつて安孫子荘という地域がたちあらわれ、押立保と用水をめぐる抗争する。安孫子荘の人びとが開削し、荘内の水田に多大な恩恵をうけた用水とは、銭取井であつた。

『矢取地蔵縁起絵巻』の成立は、銭取井の開削と密接な関係をもつていた。安孫子荘側が勝利し、宇曾川水系における利益権の優越が確立すると、しだいに左岸は宇曾川の水利権を失つていったものと思われる。このとき確立した水利秩序を担保するものこそが、矢取地蔵と『矢取地蔵縁起絵巻』にほかなるまい。『矢取地蔵縁起絵巻』とは、銭取井開削の記念碑的作品であつた。

そして、矢取地蔵とは、銭取井という用水の守護神であつた。第一に、『矢取地蔵縁起絵巻』の末尾に、安孫子荘の地頭であつた鞍智高春は以下のように記している。「隣郷推立保に用水相論の時、合戦に討ち勝ち、いまに相違なきこと、この地蔵の威徳によること、もつて世に隠れなし」。銭取井の利益は、矢取地蔵の威徳によつて守護されたと明記されていたのである。

第二に、『矢取地蔵縁起絵巻』と同じ享徳二年（一四五三）に鞍智高春によつて書かれたとおぼしき『秦川山観音菩薩縁起』の存在である^{*14}。高倉院の時代（一一八〇・八一）に、松尾寺（金剛輪寺）の蜜増坊という僧が、慢心して邪道におちいり、秦川山の淵に龍となつて人びとを悩ました。同寺の光蓮法印が加持によつてこれを封じ、観世音菩薩として鎮めたという。矢取地蔵は、宇曾川上流の滝壺に棲む龍体の水神の物語とともに想い起こされていたのである。

第三に、押立神社に残る延宝七年（一六七九）十一月「年貢取立帳之写」によれば、「安孫子の庄内の銭取湯水と申すは、往古岩倉山金臺寺地蔵菩薩の御慈悲なり」とされていた^{*15}。少なくとも一七世紀には、安孫子荘によつて開削された銭取井が矢取地蔵の慈悲によるものという認識があつたのである。

第四に、同じように矢取地蔵を用水開削と関連づける史料が寛政年間の安孫子家にも残されている。明暦四年（一六五八）、安孫子家では、当主浄甫（長左衛門定利）の没後、先妻の子市之丞と後妻の子長左衛門定義との間で、地蔵堂の相続をめぐる相論がおこつた。この相論は、安孫子本家・分家に加えて、安孫子荘七ヶ村共同の守護仏であると主張する庄村をもまきこんだ三つどもえの争いに発展し、一八世紀末までもちこされた^{*16}。平諸道の子孫を標榜する安孫子家にとつて、矢取地蔵の管理は本宗家のあかしであり、安孫子荘七ヶ村にとつても、矢取地蔵は村共有の宝物であつた。寛政八年（一七九六）の岩倉村庄屋長兵衛の願書によれば、用水相論において靈験をあらわした地蔵堂本尊は、「矢取地蔵とも、また水守の地蔵とも申すなり」と記している。

矢取地蔵とは、銭取井の開削とその利益を守護した水の神にほかならない。とすれば、安孫子荘と押立保との相論は、いわば火と水の戦いであつたともいえるだろう。押立神社の祭神は火産靈

神ともされ、火の神であった。古代以来の火と水の相克のなかから、この地域に水神たる矢取地蔵がはぐくまれてきたのである。

5、水守地蔵から山守地蔵へ

水神である矢取地蔵は、一九世紀に入ってからさらなる変貌をとげることになる。文化九年（一八一二）から、山野の用益をめぐるあらたな係争が勃発していたからである。この秦川山をめぐる相論のなかで、安孫子荘地域と押立地域との対立が再浮上していた。

近世安孫子荘地域にみられる山論は、銭取井をめぐる水論とはちがって、秦川郷一か村（東出村、西出村、円城寺村、常安寺村、竹原谷村、岩倉村、斧磨村、松尾寺村、上蚊野村、南安孫子村、目加田村）が相論の主体となっている。ここでは、水論では敵対していたはずの上蚊野村も秦川郷に加わっている。これらの村々が、入会山である秦川山と押立山の境界をめぐる、宇曾川左岸の押立郷の村々と激しく相論をくり広げた*17。

この秦川山相論において、秦川郷側は、山野の所有の根拠を銭取井と矢取地蔵にもとめていた。天保七年（一八三六）「京都町奉行所申渡状」によって紹介しておこう*18。

その主な主張は、①宇曾川とは銭取井の井堰より下流をさし、井堰より上流は大河内川という。そして、この大河内川の両側が秦川山である。②この大河内川南岸には銭取井の井堰普請の土取場があり、そこは銭取井掛かりの村々の共有地である。加えて、③「すでに享徳二年、大河内川筋の南縁にあり候地蔵は謂われあり。同郷の内岩倉村へ引き移し候節、右の跡地へ山守の地蔵と唱え、建て置き候。石仏今に論内にあり」としている。山守地蔵とは、古くから大河内川の南側にあり、今の石仏は享徳二年（一四五三）に岩倉に地蔵を移動した際に、もともとの場所に建てたも

のである。銭取井の土取り場と矢取地蔵の分身である山守地蔵の存在が、秦川郷が所有する山野であることの証拠とされていたのである*19。

矢取地蔵は、「水守地蔵」から「山守地蔵」へと名をかえて相論の舞台に再登場をはたしていた。この「山守地蔵」は、長い山論のはてに現在までその残像を伝えている。すなわち、現地聞き取り調査によれば、永源寺ダムができて水に困らなくなった今では、かつての銭取宮は山の守り神となっているという。

矢負地蔵から水守地蔵、山守地蔵へ。それは、古代以来の軍神としてのたたかう地蔵菩薩の記憶が、中近世の水論・山論にあたってよびさまされてきた歴史であった。その歴史は、とりわけ中世における軍神がもつ水神としての性格を色濃く伝えている。

*1 宮次男「矢取地蔵縁起について」（『美術研究』二九八 一九七五年）、清水克行「ある室町幕府直臣の都市生活」（『室町社会の騷擾と秩序』吉川弘文館 二〇〇四年）、『秦荘の歴史』一 古代・中世 秦荘町史編集委員会 二〇〇五年。

*2 ここでの聞きとりに基づく水利慣行は、永源寺ダム（一九七二年完成）や宇曾川ダム（一九八〇年完成）が存在する以前のものである。

*3 二〇一〇年八月二七日から三〇日まで、黒田・高橋のほか、西尾知己、野口華世により現地聞き取り調査を行なった。秦荘町史編さん室大友暢氏に感謝申し上げる。

*4 松尾寺誌編集委員会編『松尾寺誌』滋賀県愛知郡秦荘町松尾寺 一九九六年。

*5 現在は、一九八〇年に宇曾川ダムが建設されたことで、やや下流に神社とともに移されている。ダムにより、かつての宇曾川の流路の可動域や流域・水量などを比定することが困難な状況である。

*6 秦荘町史編集委員会編『秦荘の歴史』一・二 愛荘町 二〇〇五・〇

- 六年、里西龍太郎『滋賀愛知郡史』滋賀愛知郡史刊行会 一九八三年、横田英男『湖東町史』湖東町役場 一九七九年、安孫子壮年会・安孫子史編さん委員会編『安孫子史』安孫子・安孫子壮年会 一九八五年。
- *7 清水克行前掲注*1論文参照。
- *8 近世に安孫子荘と呼ばれる七か村を、ここでは安孫子荘地域と呼ぶことにする。
- *9 一般的に、扇状地を形成している堆積物は、さまざまな大きさの砂礫を多く含んでいるため水はけがよく、地下水位も低いため、水田を開くことは難しい。北隣大上郡においても、大上川扇状地を灌漑する一ノ井の開削は中世にさかのぼるが、二ノ井の開削は近世に行われ、いくどとなく水論が展開されている。このことは、扇状地面の新田開発の難しさを示すとともに、扇状地全面に新田開発の手がおよぶのが近世であることを示している。
- *10 「銭取井水論之古書類控」(『村木綾家文書』)。このことから、北蚊野村を灌漑する用水の宇曾川における取水口は、銭取井の取水口より下流であることがわかり、およそ現況と同じ状況であったと推測できる。
- *11 ちなみに、寛政の水論では、喧嘩の罪を問われた北蚊野村の役人が入牢・手鎖という処分を受けて、南蚊野(現軽野)・上八木(同)両村から赦免願が出されていた。銭取井の恩恵にあずかることのない上蚊野・北蚊野・南蚊野・上八木といった村々に、強固な連帯をみてとることができる。
- *12 高梨純次「仏心寺木造地藏菩薩立像について」(『滋賀県立琵琶湖文化館研究紀要』一一九八三年)。
- *13 同年八月三日「足利義政感状」(『片岡文書』)。
- *14 愛知郡秦荘町史談会編『秦荘むかしばなし』秦荘町教育委員会 一九九七年。
- *15 押立神社文書。二〇〇九年八月より二〇一〇年一月まで、滋賀大学経済学部史料館にて黒田・高橋のほか、西尾知己・野口華世・田中奈保・福持昌之により押立神社文書全点の目録整理と一部の熟覧・写真撮影を行った。押立神社禰宜文室久明氏、史料館堀井靖枝氏に感謝申し上げる。
- *16 赤田光男「近世村落における信仰史料」(『元興寺仏教民俗資料研究所年報 一九七二』 元興寺仏教民俗資料研究所 一九七三年)、同『祭儀習俗の研究』弘文堂 一九八〇年。
- *17 『押立神社文書』前掲注*15。
- *18 『押立神社文書』、『我孫子俊彰家文書』。
- *19 これに対して、押立郷の主な主張は、安孫子側が山守地蔵と呼ばれる石仏や、密蔵坊の埋葬場所と呼ばれる石積みの場所が論所内にあることを理由に、秦川山であることを主張しているが、石仏は山論以前にはなく、石積みの場など気づかなかつた、としている。結果、京都町奉行所は、どちらの主張も認めず、居住域を分けている宇曾川を境とするよう、裁許を下した。これは、宇曾川の南岸も秦川山であると主張していた秦川村側にとっては不利な裁許となった。
- 〔付記〕本稿は、二〇〇八〜二〇〇九年度科学研究費補助金(基盤研究C)による研究成果の一部である。